

## IV 第7期川崎市子どもの権利委員会活動

### 1 実態・意識調査について

アンケート調査について

#### 成果

- ・川崎市子どもの権利条例の制定後、子どもの権利の視点から行われた通算7回目の実態・意識調査（アンケート調査）であった。継続調査の意義を生かし、「自己肯定感」「生活の満足度」「多様性の尊重」など、川崎市の成果指標等を中心に、経年変化を確認することができた。さらに、これまでと同様に、第7期においても子どもの年代別、子ども・おとな・職員間の意識の差を確認することができた。
- ・第7期川崎市子どもの権利委員会に対する市長からの諮問事項「子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方」を受けて、調査項目の再考（新しい質問項目の設定等）を実施した。そして、諮問事項に対する資料を収集するために、子どもの実生活において、条例がどのくらい生かされているのか実態把握に努めた。具体的には、「気持ちを話せているか」（子ども）、「子どもの話を聞いているか」（おとな）、「居場所の有無」「意見表明に対する実現度」などの項目である。
- ・条例制定20年目であることも意識し、多様な子どもの権利内容が人びとの間に根づいているのかどうか確認を試みた。子ども・おとな・職員を対象に、川崎市の掲げる7つの権利内容のうち大切だと思う権利内容を調べた結果、子どもたちとおとな・職員との間に違いのあることが浮き彫りとなった。
- ・第7期の調査項目の検討が終了しつつあった時期に、新型コロナウイルスの感染者数が増加し、子どもの実生活にも影響が及び始めた（突然の休校措置等）。こうした状況を受け、コロナ禍における実態を把握する質問項目を急遽導入し、実態把握と分析を行うことができた。

#### 課題

- ・クロス集計に基づく分析として、「子どもの自己肯定感」と「話せるおとなの有無」との関係性などを明らかにできた点はひとつの成果であった。今後はさらに、子どもの「自己肯定感」や「生活の満足度」等を高めるために、どのような取り組みが必要とされるのか。クロス集計に基づく分析を充実させるなどして、施策づくりに向けた根拠を提示することが求められる。
- ・子どもの自由記述結果を整理し、分析結果を提示できた点はひとつの成果であった。今後はさらに、各質問項目に盛り込まれた自由記述も丁寧に分析し、実態として提示していくことが求められる。
- ・第6期でも指摘されていた課題であるが、引き続き回収率の向上に努める必要がある。その方法として、調査結果がどう生かされているのか、調査対象者に伝えていくことも求められる。

### 2 権利委員会による対話

#### 成果

- ・「子どもからみた子どもの権利条例の検証」として、以下の3つの立場の方々と対話を行うことができた。
- (1) 子どもを含む市民として、原則11歳から17歳までの「川崎市こども会議の子ども」「児童養護施設の子どもの」「不登校の子どもの」「総合型地域スポーツクラブの子どもの」「こども文化センターの子ども」
  - (2) 行政および関係機関として、「人権オンブズパーソン」および「教育委員会事務局教育政策室

の職員」

(3) 権利条例の策定過程から条例制定 20 年の取り組みを振り返る観点から、「子どもの権利条例策定に関わった方」および「歴代子どもの権利委員会委員長等」

・各現場の想いや、条例に対する考え、子どもを取り巻く環境について、生の声を伺うことにより、「答申」にその内容を反映することができた。

**課題**

・条例について、学校できちんと学んでいる子はほとんどいなく、むしろ、学校よりも対話先の施設内に掲示されている条例ポスターを見ていたり、条例について説明を受けたことがある子が多いことが分かった。条例の認知度や理解度は、過去に行ってきた対話(ヒアリング、意見交換等)とも同じような傾向であり、取り組みが十分ではないことが明らかとなった。

・子どもの想い/受けとめと、おとなの想い/受けとめがすれ違っていたり、異なっている面、認識のずれがいくつか見受けられた。教職員を含めたおとなの人権感覚が大切であり、子どもの意見に耳を傾けることの大切さにおとながもっと気付く機会を持つていく必要がある。

・条例の普及推進は学校だけの発信では届かない。町中にポスターを貼り、親子で共有する機会を作る等、啓発の仕方を工夫する必要がある

・あらゆる場面で、子ども世代が社会参画できる機会を創出することが、若者の参画にもつながる。

### 3 条例の検証について

**成果**

子どもの権利条例が 2000 (平成 12) 年 4 月 1 日に施行されてから 20 年となる 2021 (令和 3) 年に条例の検証を行った。

検証においては、本条例の持つ重要な意義や条例を踏まえた取り組みを改めて確認することができた。特に、全国に先駆けて条例が制定されたことによって他自治体に影響をもたらしたことや、条例に基づく取組み 20 年間にわたって続けてきたこと、条例の制定によって、市制内部において、子どもの権利を念頭において行動をとることとされ、非常時においても子どもの最善の利益を踏まえた施設運営がなされることの一因となったと考えられる点は評価に値する。

**課題**

子どもの権利を横串として見る視点が不十分であったり、行動計画が条例において求められる施策を網羅していなかったりと必ずしも条例に基づいた施策が徹底されていないなどの課題も多く見つかる結果となった。

条例の検証については、条例制定から 20 年の節目を迎えるにあたり初めて行われたものだが、今回の検証では人的制限、時間的制限、コロナ禍による制限等により検討項目や調査範囲において不足している点もあった。そのためこれで終わりとせず、今回の検証を踏まえ、検証結果内で述べている学校生活における子どもの権利の保障状況をはじめとして、更なる検証が行われる必要がある。今後の検証に期待する。

## 4 補記

銃撃事件による元首相の死去にともない、2022（令和4）年7月11日（月）に11日～12日の2日間、市内各市立学校長あてに哀悼の意を表するため国旗、市旗の半旗掲揚依頼が庶務課長名（教育委員会）で送付された。このことに関連して、子どもの権利委員会開催時に意見交換の機会を持った。

「子どもの権利」、「川崎市子どもの権利条例」との関わりで、今回の弔意要請につき委員として考える機会、委員会として意見交換する機会を持つことも大切と考えた。子どもの権利に対する理解を深めることは、子どもの置かれる状況への想像力を膨らますことにもつながり、委員会活動にとっても重要と思われる。以下で簡単に意見を紹介しておくが、市民のみなさんが子どもの権利について考える機会を広げて頂ければ幸いである。

- ・弔意をいつ、どのような形で表すかは優れて個人の問題であり（国も弔意を今回は求めないとす）、憲法や子どもの権利条例のありのままの権利、子どもの自由な表明（表現の自由）を制約しかねないことへ想像力を持つことが本来、おとなや行政、地域社会に求められているのではないか。子どもの自由が見えにくい形で奪われやすいだけに、全国で子どもの権利条例を先駆けて策定した自治体としてより慎重さが求められる。

- ・身近な子どもたち聞いてみると、なぜ、何を騒いでるの…と言う状況だった。

- ・「子どもの意見表明」権は、本来、他者や出来事への「問いかけ」等の対話と一体で、そのプロセスのなかでうまれてくる疑問や自分の気持ちの表明を保障したものだと思う。今回、一律に学校として行うことで、たとえ形式的、一過的だとしても、気がつきにくい形でおとなの側が子どもの権利を制約しかねないことへの想像力が落ちていくのではないか。

- ・人間に序列をつける観念を小さいうちから植え付けることにならないかと懸念している。子どもの権利の啓発、検証に関わる委員として敏感であろうと思う。

- ・何かしらの権利侵害等を受け施設で生活する子どもたちに、こうした議論を通じて考えたことをその子たちにどのように反映できるか意識している。